

注記
(一般会計等・全体会計・連結会計)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券

なし

満期保有目的以外の有価証券

なし

出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法(基山町土地開発公社)

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15年～50年

工作物 8年～60年

物品 3年～25年

無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

投資損失引当金

なし

徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上していません。

退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち基山町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

連結会計については、総務省のホームページに記載されている、平成29年8月18日に追加されたQ&Aより、みなし連結を適用しています。

損失補償等引当金

なし

賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年度末現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、下水道事業特別会計については税抜方式によっています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

財務書類の会計区分は以下の通りです。

団体(会計)名	区分	連結方法	比例連結割合	
一般会計	地方公共団体	全部連結	-	} 一般会計等
国民健康保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-	
後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	-	
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-	} 全体会計
佐賀県市町総合事務組合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.0%	
佐賀県市町総合事務組合(交通災害共済事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.3%	} 連結会計
佐賀県市町総合事務組合(議員・非常勤職員公災補償事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.6%	
佐賀県市町総合事務組合(消防団員等公災補償事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.9%	
佐賀県市町総合事務組合(自治会館管理事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.0%	
佐賀県市町総合事務組合(退職手当支給事業)	一部事務組合・広域連合	みなし連結	-	
鳥栖・三養基地区消防事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	16.2%	
鳥栖地区広域市町村圏組合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	15.5%	
鳥栖地区広域市町村圏組合(介護保険特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	16.7%	
三神地区環境事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	15.1%	
佐賀東部水道企業団(用水供給事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.7%	
佐賀東部水道企業団(末端給水事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.8%	
筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	-	
佐賀県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.2%	
佐賀県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.9%	
基山町土地開発公社	地方三公社	全部連結	-	

一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	%
連結実質赤字比率	%
実質公債費比率	12.0%
将来負担比率	%

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

なし

繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費（一般会計） 757,704 千円

過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

会計基準へ変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア.範囲 平成30年度予算において、財産収入として措置されている公共財産

イ.内訳 なし

減価償却費について直接法を採用している科目

なし

減債基金に係る積立不足額

なし

基金借入金（繰替運用）

なし

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

6,052,576 千円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	3,931,239 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	6,510 千円
将来負担額	8,668,106 千円
充当可能基金額	2,610,116 千円
特定財源見込額	4,042 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	6,052,576 千円

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

16,287 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支

一般会計等

365,500 千円

全体会計

493,353 千円

連結会計

651,931 千円

既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	6,807,763 千円	6,535,525 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0	0
資金収支計算書	6,807,763 千円	6,535,525 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としています。

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	530,377 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	233,347 千円
未収債権額の増加(減少)	64,860 千円
資産売却益	23,343 千円
賞与引当金繰入額（増減額）	1,149 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	84,210 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	2,416 千円
その他増減	55,347 千円
減価償却費	567,090 千円
純資産変動計算書の本年度差額	259,539 千円

全体会計

資金収支計算書

業務活動収支	587,429 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	233,347 千円
未収債権額の増加(減少)	5,133 千円
未払債務額の増加(減少)	50,412 千円
資産売却益	23,343 千円
賞与引当金繰入額（増減額）	4,763 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	84,210 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	27,456 千円
その他増減	158,151 千円
減価償却費	742,782 千円
純資産変動計算書の本年度差額	263,406 千円

一時借入金

資金収支計算書上。一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一般会計等

一時借入金の限度額	800,000 千円
-----------	------------

一時借入金に係る利子額	なし
-------------	----

全体会計（下水道事業会計を除く）

一時借入金の限度額	800,000 千円
-----------	------------

一時借入金に係る利子額	なし
-------------	----

重要な非資金取引

なし